

## 富士河口湖町社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービス利用者負担額軽減制度事業(以下「軽減制度事業」という。)に係る補助金の交付については、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱(平成12年5月1日付け老発474号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「国要綱」という。)、山梨県介護保険サービス利用者対策費補助金交付要綱(平成18年4月28日付長第236号山梨県福祉保健部長通知。以下「県要綱」という。)及び富士河口湖町補助金等交付規則(平成15年11月15日規則第37号)によるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(補助金の交付を受けられる者)

第2条 軽減制度事業に係る補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、当該法人がサービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事及び富士河口湖町の長に対してその旨の申出を行う。ただし、山梨県知事に対して申出を行った社会福祉法人等は富士河口湖町の長への申出を略してよいものとする。

(補助金の額)

第3条 軽減制度事業に係る補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。なお、補助金の額の算定については、事業所(施設)を単位として行うこととする。

- (1) 社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額(当町を保険者とする利用者負担に係るものに限る。)のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入(軽減対象の介護保険サービスに関するものに限る。)の1パーセントを超えた部分の2分の1以内とする。
- (2) 指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人等については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10パーセントを超える部分の全額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、社会福祉法人等による利用者負担額軽減対象事業費補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、その適否を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、補助金の交付の額を決定する。

2 前項の場合において、町長は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加え、若しくは条件を付して補助金の交付を決定することができる。

3 町長は、第1項又は前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに、富士河口湖町社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該社会福祉法人等に通知する。

(申請事項の変更の承認)

第6条 社会福祉法人等は、補助金の交付の決定後、第4条の申請事項に変更を生じたときは、軽微な変更を除き、富士河口湖町社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業計画変更届(様式第3号)を町長に提出し、承認を得なければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた社会福祉法人等は、毎年4月10日までに社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費補助金実績報告書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(実績報告の審査及び補助金の額の確定)

第8条 町長は、補助金の交付の決定を受けた社会福祉法人等から前条の実績報告書を受けたときは、必要な審査を行うものとする。

2 町長は、前項の報告に係る軽減対象事業の実施結果が補助金の交付決定内容(第6条の規定により変更の承認をした場合には、その承認した内容とする。)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、富士河口湖町社会福祉

法人等による利用者負担額軽減制度事業費補助金額確定通知書(様式第5号)により社会福祉法人等に通知する。

(補助金の取消し等)

第9条 町長は、補助金の交付の決定を受けた社会福祉法人等が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の取消し又は減額若しくは事業内容の改善を命令することができる。

- (1) 第5条第2項の規定による条件を守らないとき。
- (2) 前条に規定する審査の結果、交付することが適当でないと認められるとき。
- (3) この要綱その他関係規則等に違反したとき。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。